

# 今治藩における衣生活について

—— 被服, 繊維, 織物, 装身具に関する諸相 ——

鮎 田 崎 子

(被服学研究室)

(平成12年6月1日受理)

## Clothing Habits in Imabari-Han

—— In Terms of the Fibers, Fabrics, Garments and Personal  
Ornaments Recorded in the Han Documents ——

Sakiko FUNADA

### I 緒 論

被服は人の最も身近な環境を構成しているものであり、社会環境や生活様式の変容に影響されながら、服装形態を形成している。被服は人と相互にかかわり合って、生活が営まれているので、生活を根底においた文化を考えると、その分析道具になり、衣の記録を通して生活の歴史をとらえることができると考える。

江戸時代は、社会秩序の基準となった身分制度が、衣食住の生活様式にも反映された。被服はだれもが身につけるものではあるが、当時の限られた社会情勢や衣料事情の中で、身近な愛媛に生きた人達がどのような衣生活をしてきたかは一部しか明らかにされていない。当時、伊予国は8藩にわかれ、統治されていた。そのうち松山藩における衣生活については、藩関係の史料を多角的に分析して、報告した<sup>1)2)3)4)</sup>。本報は今治藩における衣生活について報告するものである。今治藩は、伊予国のほぼ中央部に位置し、今治地方、越智郡ならびに同郡北方の瀬戸内海の島々を領有していた。瀬戸内海に面していることから、海上交通の発達に伴って種々の産業が発達し、大阪などの文化に触れる機会も多かったと思われる。しかし、蒼社川の洪水や干ばつ、地震、大風雨などの災害が多かったようである。本研究は、このような自然・社会環境の中で、今治藩に生きた人達がどのような衣生活を送っていたかを藩関係の史料の分析を通して解明し、郷土の衣生活文化史の一端を明らかにしようとするものである。

## II 研究方法

江戸時代の今治藩において出された諸法令や記録文書から衣に関する記述を取り出し、解読、分析、整理して考察した。主な資料は、今治郷土史（第四巻）「国府叢書」<sup>5)</sup>、今治郷土史（第五巻）「波止浜町方覚日記 大浜村柳原家文書」<sup>6)</sup>、「愛媛県史（資料編）近世上」<sup>7)</sup>、「愛媛県編年史 第八、九巻」<sup>8)</sup>より得た。「国府叢書」は、今治市最後の国府村庄屋であった加藤友太郎氏の編集になるものを、加藤セツ氏が所蔵していた郷土史資料であり、全65巻中、今治市が郷土史資料集として刊行した23巻分である。巻一から巻五は、国府村庄屋文書の外に「鈴木永頼見聞録」、「戸塚家古記」、「江戸御用日記」、「勤仕録」など、多種の基本資料を駆使した今治藩の編年史となっており、藩士や百姓など支配された者からみた編年史であることが特徴である。ほか、藩法や藩触、回想録、藩士の役職、藩の刑罰や庄屋の年間の仕事、今治藩の概要や藩政事典、地租改正実施に関する記録、年中行事や衣食住についての記録などが23巻までに収められている。本研究の意図する資料は、このうち巻一から巻五に含まれていた。

「波止浜町方覚日記 大浜村柳原家文書」は、大浜村庄屋柳原家文書を中核とし、波止浜、近見などの市北部の文書を収録したものである。大浜村柳原家文書のうち、「大浜村年々記録」は、天保・弘化期から明治初期に至る国政、幕政、藩政に関すること、事件や年中行事など村政に関することなどが記録されている。国府叢書の記録を補う資料とした。

「愛媛県史」からは、国府叢書記載以外のものに限って採取した。

「愛媛県編年史」からは、木綿に関する記述を採取した。

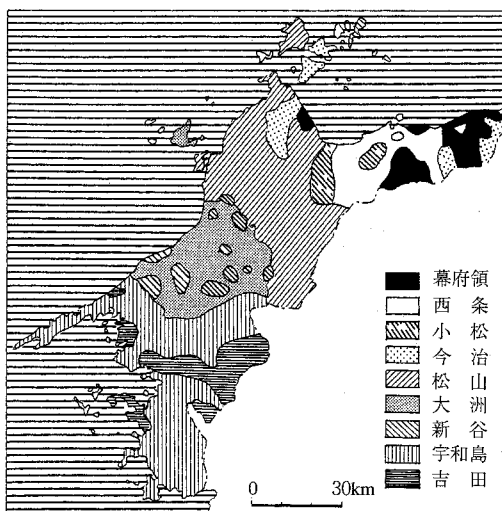
以上のように、武家から町民、農民など、広範囲の者を対象とした内容を資料とした。

## III 結果と考察

### 1. 今治藩について

江戸時代の伊予国は宇和島・大洲・新谷・松山・今治・西条・小松・吉田の8藩に分かれており、今治藩は、旧越智郡のうちから朝倉の一部、桜井の大部分と島方の大三島、関前、岩

図1 伊予八幡分布図



「愛媛県の歴史」より

城、生名を除いた3万石が領域であった。その後、1689（元禄11）年には宇摩郡のうち18か村を替地として拝領し、明治維新まで3万5000石であった。領地は図1<sup>9)</sup>の通りである。

今治藩の施政は、1635（寛永12）年9月に入国した定房に始まり、10代藩主定法の版籍奉還が行われた明治2年2月7日まで続いた。藩主の系譜は図2の通りである。

町の住民は、町内に住む有産の商人で年寄と呼ばれる町役に支配され、年寄はさらに全町的な大年寄に総括され、大年寄は町奉行の監理を受けていた。商人の活動は、農民よりは自由であったが、無制限ではなく、町法度によって、問屋の申し合わせによる買い占め、売り惜しみを禁じ、小

商人や一般消費者を擁護している<sup>10)</sup>。

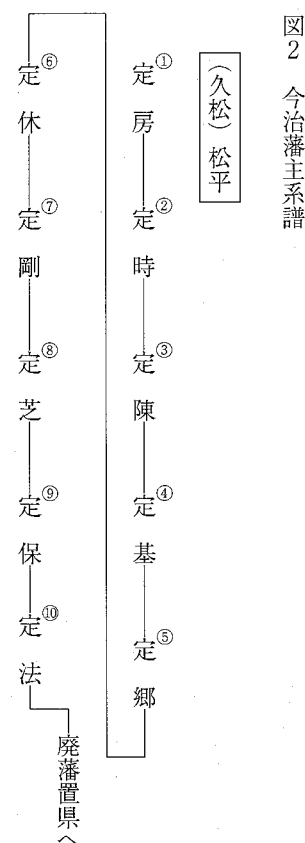
農民の支配は、定房の入国当初、越智郡のうちの68か村を北方、南方、島方の三代官所に分けて行ったことに始まる<sup>11)</sup>。

今治藩の財政は、中期以降製塩業、綿替木綿などの産業が盛んになり、大きな収入源となった。しかし、その基礎は米にあったため、蒼社川の洪水や凶作に苦しんだ<sup>12)</sup>。

4代藩主定基の時代には、大風雨、地震、洪水などの災害が相次ぎ財政は窮乏、このころ藩政も動揺期に入った。5代藩主定郷の時代にも災害は多く、元文4年8月の蒼社川の大洪水を契機に同川の大改修に着手した。

財政難であっても、中期以降には税率を下げる政策をとったこと、藩域が狭く蒼社川などの治水に藩士以下町人なども一致して当たり、藩民に連帯感があったことから一揆の数は少なかった。地方においても田地に恵まれ、無給以外は持分がほぼ平均していたこと、島方には甘藷があり、また漁業、女中奉公などの副業もあったため平穩の年なら何とか生活できたためであると考えられる<sup>13)</sup>。

10代藩主定法は、多難の時世ではあったが、特に海防を強化し、藩政を度々改革した。1871（明治4）年7月、廃藩置県により今治藩は廃止され、今治県となった<sup>14)</sup>。



## 2. 被服に関する諸法令の公布状況

1635（寛永12）年から約230年間を対象として検索した被服に関する内容を大別すると、A. 公布された諸法令から判明する内容、B. 木綿に関する内容、C. 特別な場面の被服に関する内容となる。B・Cについては7・8章に後述する。

今回検索した諸法令のうち、被服に関する内容を含むものは、1663（寛文3）年から1867（慶応3）年まで72篇公布されている。その出典、法令の対象としている階級（武士、町人、農民）等とともに年代順に示すと表1となる。

法令の対象者別にみると武士対象30篇、町人対象16篇、農民対象31篇となり、そのうち武士、町人、農民を合わせて対象としたもの1篇、町人、農民を合わせて対象としたもの4篇である。1663年から1684年の間は武士対象のみ、1685年から1712年の間には武士、町人、農民対象のものが登場し、1718年から1753年の間は武士対象のみ、1760年から1867年の間には武士、町人、農民を対象とした法令がみられる。

1760年以降、農民を対象としたものが多くなる。町人を対象としたものは16篇と少ないが、11篇が1841年以降に発せられている。その内容は木綿売買にかかわるものが多く、木綿産業が今治藩の重要な産業となり、町人がその売買に携わってきて、今治藩の財政に関わる経済力をもってきた証左と考えられる。

江戸期を5期に区分し、被服に関する諸法令の公布数を松山藩、幕府法の公布状況と比較すると表2となる。幕府法においては、全期を通して公布法令が多い。松山藩150篇<sup>15)</sup>にたいして、今治藩72篇と総数が少なく、松山藩はⅢ、Ⅳ、Ⅴ期に多く公布されているが、今治藩ではⅡ、Ⅲ、Ⅴ期に多いという特徴が認められる。

表1 今治藩で分布された被服に関する諸法令

西暦	年号	月・日	藩主	法令	出典	対象	階級		
							武	町	農
1663	寛文3	5・23	定房	武家諸法度	国府叢書 13~14	武家	○		
1676	延宝4	12・4	定陳	今治藩法度	〃 30	家中	○		
1679	〃 7	9・27	〃	今治布木綿丈幅を定	〃 32~33	代官所・町奉行			
1682	天和2	5	〃	定	国府叢書 37	家中	○		
1684	貞享元	9・2	〃	定	〃 38	家中	○		
1685	〃 2	1・2	〃	出家中衣類之義	〃 39	出家		○	
	〃 2	4	〃	条々	〃 42	町人・寺社		○	
	〃 2	4	〃	覚	〃 43	町人		○	
	〃 2	5	〃	覚	〃 44	農民			○
	〃 2	5	〃	条々	愛媛県史上 402	農民			○
	〃 2	6	〃	覚	国府叢書 46	家中	○		
1693	元禄6	1・15	〃	条々	〃 62	〃	○		
1697	〃 10	6・6	〃	定	〃 86~87	中小姓以上	○		
1708	宝永5	2・1	定基	足軽以下下駄雪踏停止	〃 102	足軽以下	○		
1712	正徳2	1	〃	郷村諸法度	〃 105	農民			○
1718	享保3	2・16	〃	御通掛御見目以下下駄雪踏停止	〃 114	下級士族	○		
	〃 3	9・28	〃	毎月28日に限肩衣着用不及	〃 116	家中	○		
1722	〃 7	12・1	〃	御条目新年服定ノ事	〃 131	家中	○		
1723	〃 8	2・9	〃	葵ノ紋停止	〃 〃	〃	○		
1724	〃 9	2・15	〃	衣類以後籠品ヲ用スヘキ旨被仰出ル	〃 133~134	〃	○		
	〃 9	5・12	〃	藩土中藩内菅笠御免	〃 135	〃	○		
1728	〃 13	4・24	〃	向後五月節句過候而寒日	〃 140	〃	○		
	〃 13	5・1	〃	菅笠藩内着用	〃 〃	〃	○		
1729	〃 14	1・18	〃	江戸御供之節衣服	〃 142	〃	○		
1733	〃 18	12・29	定郷	新年礼式之事	〃 153~154	〃	○		
1748	寛延元	12	〃	覚	〃 161	〃	○		
1753	宝暦3	9・29	〃	御直筆ヲ以テ被仰出候	〃 167	〃	○		
1760	〃 10	1・9	〃	吟味講触	〃 178~179	農民			○
1776	安永5	10	定休	覚	〃 198	〃			○
1777	〃 6	1	〃	御触	〃 198~199	〃			○
	〃 6	2	〃	御触	〃 199	〃			○
1780	天明元	5	〃	御触書	〃 201~202	小役人以下町方農民	○	○	○
1782	〃 3	8	〃	御触書	〃 203	農民			○
1787	〃 8	3	〃	御触	〃 207~208	〃			○
1789	寛政元	3	〃	覚	〃 209	〃			○
	〃 元	4	〃	席触	〃 211	町方		○	

今治藩における衣生活について

西暦	年号	月・日	藩主	法令	出典	対象	階級		
							武	町	農
1790	寛政2	12	定剛	御直書ヲ以テ士族以下風俗矯正御触	国府叢書 220	士族以下	○		
1791	〃 3	5	〃	朔望五節句着服ノ事	〃 220	武家	○		
1820	文政3	12	〃	今治藩法令「請書」	〃 236	農民			○
〃	〃 3	12	〃	条々	〃 237~238	〃			○
1841	天保12	2	定保	御代官所御触	大浜村年々記録 648	町方・農民		○	○
〃	〃 12	12	〃	覚	〃 654	町方		○	
1842	〃 13	7	〃	触書	国府叢書 249	農村			○
〃	〃 13	8	〃	今治藩改正法令	〃 252~253	大庄屋・百姓等		○	○
1844	〃 15	9	〃	御代官所 御触	大浜村年々記録 660	町方		○	
1845	弘化2	12・27	〃	法令書	国府叢書 262~263	武家	○		
〃	〃 2	〃	〃	下通	〃 263	小役人以下又者	○		
〃	〃 2	〃	〃	席触	〃 263~264	徒格	○		
〃	〃 2	〃	〃	席触	〃 264	御引方中	○		
〃	〃 2	〃	〃	席触	〃 264	家中の又者	○		
1851	嘉永4	10・15	〃	郷方へ御触	〃 269	村々			○
1853	〃 6	8	〃	覚	〃 273	商人		○	
1854	安政元	12	〃	儉約触ノ事	〃 277~278	下通りの者・小役人以下又者	○		
1855	〃 2	1	〃	庄屋吟味請ニ於テ御触書	〃 278	庄屋			○
1859	〃 6	6	〃	御触	〃 287~288	農民・町人		○	○
1860	万延元	5・2	〃	御触書	〃 288~289	村々			○
1862	文久2	8・8	〃	奢リノ風俗停止	〃 299	農民			○
〃	〃 2	8・26	〃	服制等改正ノ事	〃 299~300	武士	○		
〃	〃 2	12・27	定法	郷村御呼寄ノ節村々御諭書 写	〃 303~304				○
1863	〃 3		〃	砲台建築方ノ事	〃 306	婦人			○
〃	〃 3	6	〃	御触	〃 307	村々端々の者			○
〃	〃 3	7	〃	覚	〃 308	村々婦人・郡中婦人			○
〃	〃 3	8	〃	御定触	〃 308~309	木綿売買者		○	
〃	〃 3	9	〃	節儉触ノ事	〃 309	農民			○
〃	〃 3	7・20	〃	口上触	〃 309	庄屋・町人・農民等		○	○
1864	〃 4	3	〃	木綿織立之儀改正	大浜村年々記録 815	農民			○
〃	〃 4		〃	触	国府叢書 310	村々端々の者			○
1865	元治2	3	〃	覚	〃 317	木綿売買者		○	
〃	〃 2	8	〃	御儉約御触	〃 318	村々			○
1866	慶応2	2	〃	木綿寸法量目取締	〃 319	町方		○	
〃	〃 2	7・1	〃	松木村ニ於テ吟味講被仰出候	〃 321	村々			○
1867	〃 3	2・23	〃	地島町方へ御触	〃 324	地島町方		○	

表2 被服に関する諸法令の公布状況

期	期 間	年 数	今 治 藩		松 山 藩		幕 府 法	
			公布回数	類 度	公布回数	類 度	公布回数	類 度
I	1603(慶長8) 1672(寛文12)	70 <sub>注</sub> 38	1	38.0	9	7.8	31	2.3
II	1673(延宝元) 1715(正徳5)	43	14	3.1	10	4.3	20	2.2
III	1716(享保元) 1788(天明8)	73	19	3.8	32	2.8	23	3.2
IV	1789(寛政元) 1829(文政12)	41	6	6.8	43	1.0	17	2.4
V	1830(天保元) 1867(慶応3)	38	32	1.2	56	0.7	15	2.5

注 今治藩I期の年数

### 3. 着用者別にみた被服に関する具体的内容

諸法令の具体的内容を分析し、被服に関する事柄を禁止しているか、許可、指定しているかを読み分けて分類し、着用者別、被服の種類、被服の部位、繊維、織物、装身用具別に出現状況をまとめたのが表3～7である。

#### 1) 武士の被服に関する状況

武士を対象としたものは30篇出現し、全期間を通してみられる。対象は家老から足軽まで、特に給人、中小姓、小役人を対象としたものが多い。特に初代藩主定房から5代藩主定郷の時代に多い。

1663(寛文3)年の武家諸法度が今治藩の武士に対する最初の法令である。参勤交代のことや儉約についての触につづき、被服に関して、「衣裳之品不可混乱、白綾公卿以下、白小袖諸大夫以上聴之、紫袷、裏練、無紋之小袖、猥不可着之事」とある。公卿以下、諸大夫以上、小袖の材質、色を規定し、公の場において、衣裳の品が混乱しないように指示している。内容は、1663年に江戸幕府が公布したものと同一である。江戸幕府は、慶長20年7月に武家諸法度を発令したのに始まり、その後、繰り返し公布している<sup>16)</sup>。それと同内容のものを今治藩において公布している。

1676(延宝4)年、今治藩法度では、衣服は「不可好美麗」と触れ、儉約令としての色彩が強い。

1684(貞享元)年、定においては、対象者の身分が細かく分けられ、給人、中小姓は「絹紬木綿布可着之」、徒侍以下は「紬木綿可用之」、家中又若党以下は「木綿布之外一切不可着之」と、身分によって着用できる衣類の素材について絹紬から木綿布までの段階が決められている。ただし、兎小姓、医者は「可為格別、惣而紋付、衣類ハ全免許事」と格別に扱われ、特に紋付の衣類はすべて許可されている。

1722(享保7)年、御条目新年服定之事では、玄関番は「三日四日麻上下着用」「大晦日節分麻上下着用」とある。1733(享保18)年の新年礼式之事にも、御取次は7日まで、給人は5日まで「熨斗目麻上下着用」、中小姓以下は5日まで「服紗小袖麻上下着用」、ただし夜は「平服」で、6日の夕方より「服紗小袖麻上下」、7日は「熨斗目麻上下」とあり、武士階級別に

麻上下を着用する場面とその下に着用する小袖の種類が定められている。

1845（弘化2）年から1862（文久2）年の17年間に、再び武士を対象としたものが多くなる。

1845（弘化2）年の法令書で、上下は「諸麻葛布藤布ニ可限、尤紙布並木綿者不苦」、袴は「木綿小倉織、葛布諏訪平太布麻ニ可限」、下着は「裏表袖口トモ木綿ニ可限、絹類相用候義停止」、帷子は「布晒ニ可限候龜末之岩国縮ハ不苦」などと、材質や布地について厳しく定めている。上下の材質について麻のほか、葛布、藤布、紙布が登場し、注目に値する。絹類は帯、襦袢の襟、袖口にはよいが、上着はもちろんのこと下着に至るまで裏、表、袖口とも絹を禁じている。ただし、男女とも60歳以上は特別で、下着、羽織の裏に至るまで「絹類相用不苦」としている。帯に関しては、「是迄之通絹類不苦」と、絹を用いることが許されている。ただし、婦人に対しては「絹紬其外紗綾之外一切停止」と絹紬と紗綾のみという規制がある。それでも、絹綿交織の代金が絹紬の代金を越えなければよいと代金の額で枠を決めたりしている。帯地に手間をかけた織布が使用されるようになっていたと考えられる。藩の財政が苦しくなったことを反映し、それまでになく武士に対して厳しい内容である。

付属品に関して、最初に停止されたのは下駄雪駄である。1708（宝永5）年に足軽以下又者、1718（享保3）年に御目見以下又者が、1845（弘化2）年に小役人以下又者が対象である。1845（弘化2）年は、特に裏付雪駄が停止された。同（弘化2）年、下駄についても規定が出され、婦人塗下駄が停止された。花緒も紙か木綿に限るものとある。また、小役人以下又者の婦人の下駄は、白木に限り、花緒は絹類停止とされた。

最も多く触れられたのは、櫛笄簪に関するものである。1780（天明元）年、小役人以下に対し、裏模様のもものと鼈甲が停止されたのをはじめ、1790（寛政2）年には粗末な品を用い簪は1、2本に限ると使用本数の制限もしている。1845（弘化2）年には、簪は2本に限り許され、材質も木竹真鍮の外は停止された。

1845（弘化2）年、小役人以下又者を対象に蛇之目傘が停止されたが、婦人の日傘は洪張に限って許されていた。

1862（文久2）年に夏足袋は勝手次第、平服のときでも紺足袋は許されていた。足袋は、武士のみに許されていたものである。

武士を対象とした法令内容は、職業に関するものと、日常生活に関するものとに分けることができる。職業に関するものでは朔日、十五日、廿八日、年始五節句之節の肩衣袴着用に関すること（1685）、参府の麻上下着用のこと（1697）、毎月廿八日に肩衣を着用しなくてもよいこと（1718）、新年服の定（1722）、各奉行に対して白衣で勤めること（1724）、江戸供の節（1729）、新年礼式の服装（1733）、朔望五節句の服装（1791）などがある。また、出陣するときや道中における藩士の服装にも規定がある。1698（元禄11）年には、給人の羽織袖付模様は勝手次第、中小姓の羽織袖付模様羽織地は心得次第、馬乗明はどちらも許可を得てから着用することとある。公の場における着装状況が重要視されていたことがわかる。

日常生活に関するものは儉約令としての内容である。「衣服不可好美麗」（1676）、衣服…少モ目立たる義不仕（1693）、社会が困窮しているにもかかわらず花美になっているので質素に（1748）、男女衣類風俗…万端質素に、…背く者は過料 300文（1780）と質素に質素にと繰り返して触れており、背く者には過料を課すとなっている。具体的には素材の制限である。絹、紬、木綿、布の指定（1684）から全て木綿着用（1780）となる。さらに衣服の部位による制限がある。下着、半衿、袖裏、帯、羽織の裏、笠の緒に至るまで絹類停止（1780）、下着、表裏

袖口、羽織の裏、見える所への絹類停止（1845）と細部にわたり絹類の使用禁止令が出されている。こうしたなかにあつて絹類の使用が許されたのは、男女の帯、襦袢の襟、袖口と、60歳以上の男女の下着、羽織の裏である。

規制は衣服のほか、付属品に及んでいる。足軽、又者に対する下駄、雪駄停止（1708）、お目見以下の下駄、雪駄停止（1718）、小役人以下を対象にした髪飾りの鼈甲類使用の停止（1780）、蛇の目傘の停止（1845）や、髪飾りの使用本数の制限などがみられる。

武士に対する法令数は多いが、その対象はほとんどが下級の武士であり、武士階級の上下関係が被服規制状況に強くあらわれている。

## 2) 町人の被服に関する状況

町人に対しは、1685（貞享2）年の条々、覚が最初である。その内容を取り出すと、「出家中之衣類之義、先年木綿之外着用不仕様ニ被仰出候へ共、当年頭ヨリ絹袖之義ハ御免被遊候」、「町人衣類之品、前々如申付、紬布、木綿可着用之、但寺社方、医者之衣類者、可為格別事」、「町人脇差、先規定之通壺尺五寸 長者さし申間敷事、並高足駄ハキ申義堅停止、挽木リ之義ハ不苦事」である。町人の衣類は紬布、木綿に限られていた。高足駄は停止、挽木りは許可されている。出家中に対しては、それまで木綿しか着用できなかつたが、絹袖が許されるようになった。寺社と医者衣類については、武士の場合と同様、格別なものが許された。その後、95年間にわたって町人に対する法令は見られない。

1780（天明元）年の御触書は、小役人以下、農民も対象としており「全木綿着用可申候、尤下着半衿袖裏帯羽織之裏、笠ノ緒ニ至迄、絹類一切無用、尤婦人帷子ハ、布匱相成ル晒可相用候、裏模様櫛笄簪鼈甲類、一切停止ノ事」というものである。衣類の材質について「全て木綿を着用すべし」と規制が厳しくなり、絹類が停止された。また、婦人の帷子は、布とそまつな晒を用いるよう指定している。衣類風俗の違反者には身分に応じて過料が定められている。裏模様付きの櫛笄簪や鼈甲類は禁止されている。帯の裏、羽織の裏への絹類停止令から判断すると、帯や羽織の裏に絹類を用いる風が、また髪飾りにおいても裏に模様を入れる風があったものと思われる。

1789（寛政元）年「櫛笄髪サシ等、金決シテ不相成候、銀鼈甲モ大造無之ハ不苦候、並飾細工入組高直之品者、売買堅停止ノ事」と触れている。髪飾りに、金は禁止されているが、銀、鼈甲は大造でないものなら許可されている。婦人の衣類は「大造之織物縫物無用可致事」とある。1780年の鼈甲停止令は効果がなくなり、大造でないものならよいと後退している。銀や鼈甲さらには、飾細工入りの高価な髪飾りが出まわるようになっていたことが推測される。

1859（安政6）年の御触は「百姓町人共衣類冠物之義、風俗ニ拘り候間、異風ノ身形致間敷旨、前々ヨリ相触候趣モ有之候得共、向後異形之衣服冠物等相用候義、弥以御制禁ニ付、万一心得違有之候ハ、見逢次第召捕、吟味之上急度可申付候」とある。「異形之衣服冠物」が禁止されている。松山藩では1800年から1840年代にかけて頭巾による覆面が広がっていたようで、1842（天保13）年に町方の者へ「異風の頭巾」による覆面禁止令が発せられている<sup>17)</sup>。今治藩の「異形の衣服冠物」はこれらと通じるものと考えられる。このことから今治藩においても1850年代に異形の衣服や冠物が流行していたと考えられる。

1863（文久3）年の口上触は、袴着用のことである。「此節郷辺ニテ、小袴襠高袴等、相用候者も有之哉に相聞、向後惣而下通ハ、小袴襠高袴着用不相成候、庄屋町年寄且又帯刀免候百姓町人ハ、裁付股引之内相用可申、平百姓平町人者、股引ニ可限事、但シ、平日平袴相用候義



ハ、可為是迄之通侯」とある。小袴、襦高袴が町内や農村にも広まっていたようで、これらを禁じ、町年寄、庄屋、帯刀を許された百姓、町人は「裁付股引」を、平町人、平百姓は「股引」を着用するよう指定している。

この時期以後に、町人を対象とした法令のうち、木綿の売買に関するものが多くなっている。町人が木綿売買に携わってきたことのあらわれと考えられる。木綿に関しては、後述する。

素材に関しては、1685年に紬布、木綿の着用が許可されており、はじめて絹類が停止されたのは1780年である。この間は紬布を用いることができた期間と思われる。農民に対する絹類停止は1712年であり、約70年後のことである。特に、寺社方、医者は格別の衣類が許されている。

髪飾りは、1780年に鬘甲を禁止、1789年に金は禁止だが銀、鬘甲は大造でなければ許されるようになり、農民より自由であった。

法令の公布状況や内容から判断すると、今治藩において町人が力をもってきたのは、後半、木綿産業に携わるようになってからのことであり、それまでは、あまり規制の対象にはなっておらず、農民より自由が許されていたと考えられる。

### 3) 農民の被服に関する状況

当時、農民（百姓）の席次は大庄屋、庄屋、組頭、長百姓、小百姓となっていた。

農民を対象とした法令は、特に1760年以降に多くなっている。

1685（貞享2）年の覚には、「振舞之義弥停止たり、祝言仏事祭礼ノ時分ハ一汁二菜、酒二献たるへし、尤一類取持之外不可相集、並衣類之義紬布、木綿之外、妻子ニ至マテ不可着之、此外内証方事可致簡略事」とある。衣類は妻子に至るまで紬布、木綿のみを用いるようにという材質指定である。

同（貞享2）年の条々には「庄屋組頭平百姓、平生耕作精ヲ出シ、地面不荒様可仕、妻子等ニ至迄、衣服食物随分軽仕、私用之奢を不致、年貢無滞様可令覚悟事」とある。妻子に至るまで衣服も食物も随分軽くし、奢をいたさずして年貢が滞らないようにと触れている。

1712（正徳2）年の郷村諸法度では、「布木綿之外一切無用タルヘシ、帯半エリ並妻子等之下着ニモ、絹類申間敷候」とあり、材質指定が厳しくなっている。それまで、衣類に紬布と木綿が許されていたが、布木綿のみとなり、帯、半えり、妻子等の下着に絹類は禁止となる。ただし、「男女の極老の者と病人の下着」には、今まで持っていたものはよいとされた。

1760（宝暦10）年の触は「絹類停止…襟袖口笠ノ緒、蓑入煙管袋ニ至マテ一切御法度」「高直之染物、伊達模様巾広之帯、裏染木綿タリトモ用捨可仕、異容ノ形ハセ帯拓仕候義、男女トモ御法度」となる。髪飾り、かぶりものについても触れている。絹類停止は襟、袖口、笠緒、蓑入、煙管袋にまで及んでいる。高価な染物、伊達模様巾広の帯、裏染木綿を禁じている。

1780（天明元）年の御触書は小役人以下、町人も対象とし同様に「全木綿着用」とある。

1789（寛政元）年には、髪を藁で束ねるよう触れられている。

1820（文政3）年「衣類ハ男女共無襟、襟口羽織笠之紐ニ至迄一切木綿タルヘク候、袴タリトモ同断、尤鶯色紫藤色之類、目立候染色并婦人裏模様形付共不相成、衣服ハ越後天明縞紺かすり、桔梗鶻之類停止之事」「百姓上下着用脇差相用候者、若免有之者之外堅不相成、且又雨羽織着用、郡役人庄屋長百姓之外停止、股引脚半全ク水色タルヘキ事」とある。衣類は無襟、襟口羽織笠の紐に至るまで木綿と触れられている。色についての規制も厳しくなり、鶯色、紫、藤色の類は停止、また、衣類にも越後天明、縞紺かすり、桔梗鶻の類は停止された。上下

着用，脇差をつけられるのは許可あるもののみである。雨羽織の着用が許されたのは，庄屋と長百姓だけであった。股引，脚半の色は水色を指定している。

1842（天保13）年の今治藩改正法令では，これらに加え「大庄屋始メ袴者，夏冬共木綿小倉ニ単袴ニ可限事」「上下者絹麻停止之事」と，袴は，夏冬とも木綿小倉に単袴，上下は絹麻停止などとさらに厳しくなった。また「下帷子停止并ニ襦袢タリトモ白襟不相成候事，但シ婦人者下帷子不苦，尤紅晒之類ハ襦袢タリトモ不相成候事」とあるように，婦人は下帷子が許されており，紅晒は，襦袢にも用いてはならなかった。

1863（文久3）年に「庄屋町年寄且又帯刀免候百姓町人ハ，裁付股引之内相用可申，平百姓平町人者，股引ニ可限事」と，庄屋と帯刀を許された百姓は裁付股引，平百姓は股引に限るとする触れが出され，その他は儉約令が多く公布されている。

付属品は髪飾り，かぶりもの，傘，はきものに関するものが登場する。最初に停止されたのは櫛笄籠甲であった。1760（宝暦10）年に籠甲の櫛笄簪，象牙金銀添えの笄，耳かきは一切停止とある。武士が規制される20年も前から農民に対して触れられていた。1780（天明元）年には，裏模様の櫛笄簪籠甲類が，1842（天保13）年には，木竹真鍮の外は停止された。特に，簪は一本に限られた。さらに，1862（文久2）年には，婦人の髪飾りは一切停止とされた。はきものに関しては，1820（文政3）年に木地下駄，わら草履以下を用いること，裏付草履，雪駄下駄が停止された。1842（天保13）年にはさらに塗下駄，草り下駄も停止された。傘は，1820（文政3）年，日傘，蛇之目傘が停止されたが，1842（天保13）婦人に限り洪張の日傘が許されていた。また，平百姓には1776（安永5）年と1777（安永6）年に，平日家内男女とも鬢付油は無用とされた。

このように，農民に対する法令は多く公布され，かつ厳しいものであった。素材の禁令，指定などから被服の細部にわたり，服種の指定にまで及んでいる。さらに付属品にまで至っている。絹類停止は1712年のことで，武士や町人に対するよりもはやい。被服の素材が木綿に限られたのも農民が最初である。

1712（正徳2）年は4代藩主定基の時代で，今治藩は大風雨や地震，洪水などの災害が多かった時期である。そのために藩の財政が窮乏していた。それを立て直すために儉約令も多く発せられたが，最初に規制されるのは農民であった。江戸時代，士農工商と言われていたものの，農民は常に支配される身分であり，衣服規制は早くから，細かい部分にまでわたっていた。

今治藩で特徴的なことは，髪飾りに関する規定がはやくからなされたことである。1760（宝暦10）年に籠甲の櫛笄簪，象牙金銀添えの笄が停止されたのが始まりである。松山藩において，農民に対する髪飾りの規制は1829年にはじまっており<sup>18)</sup>，これに比較すると今治藩の農民に対する規制はかなり早い。その後，櫛笄簪の材質や簪の本数も制限され，藁で髪を束ねると指示された。1862（文久2）年には，髪飾りは，一切停止された。

洪張の日傘が婦人に限って許されていたように，婦人に対する規制は，男性よりゆるやかな面もみられる。しかし，武士や町人に比べると厳しいものである。その中で，比較的規制が緩やかだったのは，単袴が着用できた大庄屋や，雨羽織，裁付股引が着用できた庄屋の身分である。これらの人は，農民の中で上位にあり力を持ち，被服も特別なものが許され，被服による区別がなされていたことがわかる。

#### 4. 被服の種類

被服の種類については(表3), 上下, 小袖, 帷子, 羽織類, 帯, 袴, 股引, 平服等に関するものがある。出現状況から当時, 今治藩で用いられていた服種や社会的な重要性などを知ることができる。以下, これらの特色あるものについて述べる。

##### 1) 上 下

上下は, 肩衣と袴からなる肩衣袴が形式化したものである。江戸時代を通じて武士の公服であり, 半上下は下級武士や庶民の礼装として, 肩衣と袴の色が異なる継上下は, 天明以後武士の平常の勤務服として用いられた<sup>19)</sup>。

上下に関するものは合計で34回出現する。上下は禁止, 許可項目が, 肩衣は禁止, 指定項目, 麻上下, 裏付上下, 継上下は指定項目となっている。出現時期はⅠ期はなく, Ⅱ期は9回, Ⅲ期は17回と多い。Ⅳ, Ⅴ期は2回, 6回と少なくなる。ほとんどが武士対象で, 農民対象に禁止項目が2回ある。

最も多く出現した麻上下については, 1697(元禄10)年から1791(寛政3)年の間に23回の指定項目がある。1697(元禄10)年「若殿様附之中小姓以上, 麻上下着用」, 1722(享保7)年には新年の服装を定めており, 「二日禮相濟候迄麻上下」, 「玄關番三日四日麻上下着用」などと, 日時や身分によって麻上下の着用が定められている。1729(享保14)年「乗船之日, 御見立ノ面々麻上下着用」, と江戸の御供を見送る者に対しても麻上下を着用するように指示している。1733(同18)年「歳暮夕番ヨリ麻上下着用」, 「表御門番人三ケ日迄麻上下着用」, 「御台所番人足輕, 元日昼之内麻上下着用」と1722年同様, 新年の服装が細かく分けられている。また, 1791(寛政3)年「朔望五節句, 麻上下」とある。上下は, 武士の公服であり, 初期の地質は繻子, 綴子が使われていたが, のちに麻が正式とされた。今治藩も例外ではなく, 新年や五節句などの行事には正式な麻上下を着用するよう指定され, そのため出現回数も多くなったと考えられる。

農民対象の2回は, 1820(文政3)年と1842(天保13)年に出されたものである。1820(文政3)年「百姓上下脇差相用候者, 若免有之者之外堅不相成」と上下, 脇差の使用は許された者のみで, その他は堅く停止とあり, 一般の農民は着用できなかった。1842(天保13)年には上下着用が許可されていたと思われる大庄屋に対し「上下者絹麻停止ノ事」と絹, 麻の上下が停止されている。農民を対象とした上下に関する事項は1820年代以降であり, 上下着用ができるようになった時期や着用できる者も限られていたと考えられる。

##### 2) 小袖・紋付

小袖は室町時代以来, 服装の中で占める位置がしだいに大きくなっており, 江戸時代に入って時代を代表する衣服として完成している。小袖のほか, 熨斗目小袖, 服紗小袖, 紋付小袖がある。1663(寛文3)年「白小袖諸大夫以上」, 「無紋之小袖, 猥不可着」とある。1733(享保18)年「御取次七日迄熨斗目麻上下着用」, 「中小姓以下五ケ日服紗小袖麻上下着用」, 「六日之夕番より服紗小袖麻上下」, 「七日熨斗目麻上下」と新年の服装が階級によって細かく指定されている。服紗小袖と熨斗目小袖は改まった服装であり, 麻上下との組み合わせを指示している。1862(文久2)年「花色小袖己来廢止」と色によって禁止されるようになっている。

紋付に関しては, 1684(貞享元)年, 見小姓, 医者に対して「紋付, 衣類ハ全免許」, 1723(享保8)年, 家中の妻子に対し「葵御紋着用為無用」とある。

表3 被服の種類別出現回数

(回数)

種類	計				武士				町人				農民			
	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計
上下麻	2	2		4		2		2					2			2
上下麻			23	23			23	23								
上下麻			1	1			1	1								
上下麻			1	1			1	1								
肩衣	3		2	5	3		2	5								
小袖	2	1		3	2	1		3								
斗目	1		2	3	1		2	3								
紗付			2	2			2	2								
紋付		1		1		1		1								
葵紋	1			1	1			1								
帷子	1		6	7	1		4	5			1	1			1	1
紋付帷子		1		1		1		1								
下帷子	1	2		3		1		1					1	1		2
越後帷子	1			1				1					1			1
裕	1			1	1			1								
下着	5	2	1	8	1	1	1	3	1			1	3	1		4
じゅ半	2			2	1			1					1			1
羽織	1	1	4	6		1	3	4					1		1	2
火事羽織	1	1		2		1		1	1			1				
雨羽織		2		2										2		2
看板羽織			1	1			1	1								
帯	9	2	1	12	2	2		4	1			1	6		1	7
腰帯	1			1	1			1								
袴			6	6			5	5							1	1
長袴	1		1	2	1		1	2								
平袴		2		2						1		1		1		1
小袴	2	1		3		1		1	1			1				1
高袴	2	1		3		1		1	1			1				1
野袴	1		1	2	1		1	2								
単袴			2	2			1	1							1	1
裏付袴	1			1	1			1								
馬乘袴	1			1	1			1								
踏込袴	1		1	2	1		1	2								
裁付			2	2							1	1			1	1
股引			5	5							2	2			3	3
脚半			1	1											1	1
平服			9	9			9	9								
絹服	2			2	1			1					1			1
合羽	1			1				1					1			1
白時		1	1	1			1	1								
綿入	2			2	1			1					1			1
能装束			1	1							1	1				
合計	46	20	74	140	21	14	59	94	5	1	5	11	20	5	10	35

### 3) 帷子, 下着・襦袢

帷子は単の衣のことである。帷子に関するものはV期に多く、12回のうち7回出現する。1780(天明元)年、武士、町人、農民に対し「婦人帷子ハ、布籠相成ル晒可相用」と婦人は粗末な晒を用いるよう指定がある。1842(天保13)年には「越後帷子停止」,「下帷子停止,但シ婦人者下帷子不苦」と農民に対する禁止,許可がなされている。男性に対する規制は厳しいが,婦人は下帷子が許されているように,男性より緩やかなところがある。武士に対しては,1753(宝暦3)年「家老ヨリ用人格ニテ,白帷子着用」,1845(弘化2)年「男女共帷子,布晒ニ可限,但シ,持合御紋付帷子者,其旨大目付,目付江相断候上,勝手次第」と階級によって着用が指定されていたり,材質の指定がなされている。

下着に関しては,1712(正徳2)年農民に対して「下着ニモ,絹類用申間敷」,1780(天明元)年小役人以下町人,農民に対し「絹類一切無用」とどれも材質に絹類を用いてはならないというものである。しかし,農民の男女の老人や病人の下着には「持来古物差免」(1712),武士の男女60歳以上の者には下着の「絹類相用不苦」(1845)とあり,絹類は許されていた。1845(弘化2)年「男女共下着ニ至迄,木綿ニ可限」とあることから,一般には下着には木綿の使用が指定されていた。

1842(天保13)年,農民に対して「紅晒之類ハ襦袢タリトモ不相成」と襦袢に紅染めの晒の使用を禁止し,1845(弘化2)年,武士の婦人に対して「長襦袢体之者停止」と種類による禁止がある。

### 4) 羽織

江戸時代の羽織は,小袖の上に着る衣料として発展し,その形や色調は大胆な変化を見せた<sup>20)</sup>。

羽織に関するものは合計で11回出現する。羽織については禁止,許可,指定が,火事羽織については禁止,許可が,雨羽織には許可,看板羽織には指定がなされている。1729(享保14)年「江戸御供之面々,中小姓以上ハ,羽織袴着用」と江戸の御供をする中小姓以上の者が着用するよう指定されている。1733(同18)年「御台所番人足軽,元日夕方ヨリ二日三日共ニ羽織袴着用」と新年の服装が指定されている。1845(弘化2)年「夏冬羽織着用之義者,勝手次第」と武士は羽織の着用は許可されている。

火事羽織は,火災の消防に際して着用する羽織で,革製,ラシャなど燃えにくい材料が使われ,シコロ付きの頭巾をかぶり,胸当てをつけ,袴をはいた<sup>21)</sup>。1722(享保7)年「御馬脇中小姓火事羽織之義,有来候輩ハ,勝手次第」と武士に対して,1789(寛政元)年「火事羽織頭巾,結構之品可為無用」と町人に対して触れている。

雨羽織は羅紗製の雨天用<sup>21)</sup>で,2回の許可はいずれも農民対象である。1820(文政3)年「雨羽織着用」は郡役人,庄屋,長百姓に限られ,1842(天保13)年もこれらの人以外は着用を停止されている。1820年から22年後の1842年に同じ法令が出されていることから,許可されていたのは農民の中でも一部の者であったにもかかわらず,一般の農民も着用していたと考えられる。

1733(享保18)年「二日三日看板羽織袴着用」と新年の2日,3日に裏御門番人が看板羽織を着用するように指定されている。

羽織は武士対象が多く,階級や場面に応じて羽織の使い分けがなされていた。

## 5) 帯

帯に関するものは13回出現する。帯は小袖を着用する際必要なので、身分に関係なく法令の対象となっている。武士対象4回、町人対象1回、農民対象7回である。特に、農民に対する禁止が6回と多いのが特徴的である。

帯に関する禁止内容で、多いのは「絹類停止」である。1712（正徳2）年、1780（天明元年）、1787（同8）年、1842（天保13）年、1854（安政元）年に出現する。武士に対しては1780年、1854年、農民に対しては1712年、1780年、1787年、1842年公布のものである。絹類停止の対象になった武士は小役人以下（1780）であり、一般の武士は1845（弘化2）年「男女帯、是迄之通絹類不苦」、「婦人帯、是迄之通絹類相用候義不苦、但絹紬其之外紗綾之外一切停止、尤腰帯タリ共同断」と絹類が許されている。婦人の帯と腰帯には絹紬と紗綾も許可されている。農民は1712年より1842年まで4回にわたり、絹類停止が触れられている。さらに、1760（宝暦10）年「巾広之帯、裏染布木綿タリトモ用捨可仕」、「異容ノ形ハセ帯拓仕候義、男女共御法度」と布、木綿の帯であっても巾の広い帯や、異形の帯の停止、1842（天保13）年「麻帯停止」と麻が停止され、材質のほか形にまで禁止が及んでいる。

帯に関する禁止は、着用に関するものではなく、素材と形に関するものである。今治藩においても帯の形や素材が多様化してきたことのあらわれと思われる。

## 6) 袴と股引

袴は古代から男子の象徴として服装の主要な位置を占めてきた。そして、江戸期に入り、着用の範囲が広くなり、その種類も豊富になり、武士は平服にも袴をはくのが例となり、町人は改まったときに袴をはく習慣になっていた<sup>22)</sup>。

袴に関するものは、一般的にいう袴のほか長袴、平袴、野袴、小袴、襠高袴、裏付袴、単袴、馬乗袴、踏込、裁付が出現する。袴に準ずる下衣として股引や脚半がある。これらの内容は禁止が9回、許可が4回、指定が19回となっている。

長袴は半袴に対するもの、馬乗袴は馬乗用に仕立てた武士特有の袴であり、襠が高く股が深く割れている。平袴は小袖の上にはく襠の低い袴、野袴は武士が旅装や駕籠に乗るときに用いた。踏込は野袴や普通の袴と形は同じで、裾に黒ビロードの縁をつけたもの、裁付は伊賀袴、軽さんともいい、膝の背面にコハゼを5、6個つけて脚部に密着させたものである<sup>23)</sup>。

武士の袴に関する指定は、1685（貞享2）年「年始五節句」、1729（享保14）年「江戸御供之面々」、1733（同18）年「新年礼式之事」、1845（弘化2）年「木綿小倉織、葛布諏訪平太布麻ニ可限」と場面によるものと素材に関するものがある。また1753（宝暦3）年「家老ヨリ用人格ニテ」長袴と野袴を着用、1845（弘化2）年「単袴ニ可限」とある。同年「裏付之袴停止」、1862（文久2）年には長袴、野袴、馬乗袴、踏込が廃止され、「平服者以来小袴、襠高キ袴相用可申事」と平服には小袴、襠高袴がよいとされている。

町人と農民に対しては、1863（文久3）年「小袴襠高袴着用不相成候、庄屋町年寄且又帯刀免候百姓町人ハ、裁付、股引之内相用可申、平百姓平町人者、股引ニ可限」、「平日平袴着用」と小袴、襠高袴は停止され、庄屋、町年寄、帯刀を許された百姓、町人は裁付、股引を用いてもよいが、平百姓、平町人は、股引に限ると身分によって、裁付と股引の使い分けが行われていた。

農民だけに関して、1820（文政3）年、袴は木綿に限るとし、「股引脚半全ク水色タルヘク」、1842（天保13）年「単袴ニ可限」と材質、色、構成面から単を指定している。

袴は、武士から農民まで広く使用されているが、小袴と襠高袴は武士に許されているのに対し、町人と農民には停止となり同じ袴でも身分による制限があった。しかし、後半になると武士の袴にも廃止されるものが出てくるようになり、簡略化されていったことが明らかである。

股引は、ふくらはぎに曲線裁ちの襠を入れて脚にぴったり仕立て、腰にはゆったりした襠でゆとりを持たせた下衣<sup>24)</sup>である。活動的な下衣として武士、町人、農民にも用いられ、股引が袴にかわるものとして身分を越え、共通の衣服として使用されるようになっていったことを知ることができる。

### 7) その他

被服に関して、その他に、平服、絹服、白衣、綿入、時服、能装束が出現する。平服は9回出ており、1722(享保7)年「二日三日禮相濟候迄、夫ヨリ平服」,「玄関番三日四日、夕番ヨリ平服」などと、日時や階級によって着用が指定されている。日中の麻上下に比べると夜は簡単な服装が用いられていた。1862(文久2)年「平服者以来小袴、襠高キ袴相用」,「旅行タリ共平服着用」と平服に用いられる袴が限られたり、旅行時に平服が指定されたりして、簡略化が図られていたようである。

白衣が指定されたのは、1724(享保9)年のことで、武具奉行、宗門奉行、蔵奉行、鉄砲預りの人を対象としている。

1789年、農民に対する触書で「衣類モ過分ニ致所持、婦人ハ別而絹服之結構成ヲ嗜ミ等致、合羽ヲ用ヒ、……百姓之姿ニテハ無」とある。このことから、当時百姓の婦人は衣類も数多く所持し、絹服を着用していたこと、合羽も用いていたことが明らかである。これらに対し、藩は百姓の姿ではないと絹服、合羽の着用を禁止していたのである。1854年、小役人に対しても絹服を禁止している。農民に対してはかなり早くから禁止されていたが、武士のなかで禁止されたのは小役人で、その他の武士は着用できたと思われる。

1789(寛政元)年、能装束に関しては簡単にしようにという指定がある。

### 8) 被服の部位

表4 被服の部位別出現状況

(回数)

種類	計				武 士				町 人				農 民			
	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計
襟	3			3	1			1					2			2
半襟	4			4	1			1				1	2			2
襟口			1	1											1	1
袖裏	4			4	2			2	1			1	1			1
袖口	2			2									2			2
表袖口			1	1			1	1								
裏袖口			1	1			1	1								
襦袢の襟	1	1		2	1	1		2								
襦袢の白襟	1			1									1			1
襦袢の袖	1			1	1			1								
襦袢の袖口		1		1		1		1								
羽織の裏	3	1	1	5	1	1	1	3	1			1	1			1
裾よけ	1			1	1			1								
合計	20	3	4	27	8	3	3	14	3	0	0	3	9	0	1	10

禁止，許可，指定されたのは被服の部位にまで及んでいる（表4）。襟，半襟，襟口，袖口，表袖口，裏袖口，襦袢の襟・白襟・袖・袖口，羽織の裏，裾よけが出てくる。

最も多く出てきたのは羽織の裏で，「絹類一切無用」である。一般に，木綿が指定されている。半襟，袖口も「絹類一切無用」とある。襦袢の襟・袖口には1845（弘化2）年「是迄之通絹類相用不苦」とされていたが，1854（安政元）年，小役人以下は停止になる。

農民に対しては，襟，袖口，笠之紐に関して「絹類御法度」（1760），「襟口笠之紐ニ至迄一切木綿」（1820），「襟袖口，笠之紐ニ至迄絹類停止」（1842）とあり，襟や襟口，笠の紐，袖口に対して絹類が停止されている。

被服の部位に関するものは，ほとんどが材質の禁止や指定，年齢による許可で，特に絹類を禁止したものが多い。

## 5. 繊維，織物に関する内容

### 1) 織 維

出現した繊維の種類は絹，絹類，絹紬，紬，木綿，麻，布，晒，紅晒，葛，藤，紙である（表5）。

絹類の禁止が多い。下着，半襟，袖裏，帯，羽織の裏，笠の緒など，被服の部位や付属品への禁止である。4回の許可は，1845（弘化2）年「襦袢之襟，袖口」，60歳以上の男女の「下着羽織之裏」，男女の「帯」，婦人の「帯」である。また，絹の許可も同年「紋付上下」に対してであるが，これは今まで持っていたものに限られ，大目付，目付に断ってからという条件がある。絹紬は，1684（貞享元）年，給人，中小姓の衣類や1845（弘化2）年，帯の材質に指定されている。

木綿は18回出現する。指定と許可に関するものである。1684（貞享元）年，給人，中小姓，徒侍以下，1780（天明元）年に小役人以下の被服に指定されている。また1845（弘化2）年，袴，羽織，下着，花緒にまでも木綿となっている。武士に対する木綿の許可は，上下に関するものである。1845年，上下は麻，葛，藤布に限るとしたうえで，紙布か木綿ならよいと許可している。農民に対しても1685（貞享2）年，被服に指定されたのが始まりで，以後何度も「木綿タルヘク」とある。農民の衣類に指定されていたのは木綿のほかに布があり，これについても指定がある。しかし，1760（宝暦10）年「裏染布木綿タリトモ用捨可仕」と木綿や布に裏染めをしていたようで，農民は限られた素材のなかで，いろいろ工夫をこらしていたことがうかがえる。

晒は使用が許可されたものであるが，紅晒は襦袢に禁止されている。これは紅色の晒で紅色の禁止と思われる。

葛布は上下や袴の材質に指定，藤布も上下に，紙布は上下に許可，花緒に指定されている。

### 2) 織 物

織物の種類は縮緬，紗綾，しま，越後縞，天明縞，小倉織，縵子，越後縮，岩国縮，晒，葛布，太布，天鵝絨，諏訪平，紺かすりが登場する（表6）。

天明縞は，武士の帷子に対して一切停止（1845），農民の衣服に対して停止（1820），また帷子を着用できたと思われる農民に対して停止（1842）されている。越後縞は農民の衣服に対して停止（1820），越後縮は武士の帷子に一切停止（1845）とされており，これらの織物は高価なものとして扱われていたと考えられる。



今治藩における衣生活について

表5 繊維の種類別出現状況

(回数)

種類	計				武士				町人				農民			
	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計
絹	1	1		2		1		1					1			1
絹類	15	4		19	5	4		9	1			1	9			9
絹袖		2	1	3		1	1	2		1		1				
木綿		1	17	18		1	8	9			1	1			1	1
麻	2	1	3	6		1	3	4					2		7	7
布			6	6			4	4							2	2
晒			4	4			2	2			1	1			1	1
紅晒	1			1									1			1
葛(布)			2	2			2	2								
藤(布)			1	1			1	1								
紙(布)		1	1	2		1	1	2								
合計	19	10	38	67	5	9	23	37	1	1	4	6	13	0	11	24

表6 織物の種類別出現状況

(回数)

種類	計				武士				町人				農民			
	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計
縮緬	1			1	1			1								
紗綾		1		1		1		1								
しま		1		1		1		1								
越後	1			1									1			1
天明	3			3	1			1					2			2
小倉			2	2			1	1							1	1
緞子			1	1			1	1								
越後	1			1	1			1								
岩国		1		1		1		1								
晒			4	4			2	2			1	1			1	1
葛布			2	2			2	2								
太布			1	1			1	1								
天鵝絨	1			1	1			1								
諏訪平			1	1			1	1								
紺かすり	2			2									2			2
合計	9	3	11	23	4	3	8	15	0	0	1	1	5	0	2	7

小倉織は武士の袴(1845)、着用を許された農民の袴(1842)に指定されている。武士に対しては葛布が上下、袴に、太布、諏訪平が袴(1845)に指定されており、農民よりも多くの材質から選択できたと思われる。

農民に対し、「衣服ハ紺カスリ停止」(1820)、「帷子、紺カスリ停止」と衣服や帷子に紺かすりを着ることが停止されている。

紺については松山藩の伊予紺が考えられる。伊予紺は享和年間(1801~04)温泉郡垣生村今出の鍵谷カナが考案し、今出鹿摺(紺)といった。当時、庶民の衣服は木綿に限られていたの

で、今出鹿摺は柄の新しさが好まれ、松山の菊屋新助が作った木綿用高機の普及と相まって、農村女性の副業として発達し、生産はしだいに増えていった<sup>25)</sup>。1820年、農民の帷子に紺カスリ停止は、紺かすりがまだ目新しい時期であったことを物語っている。

## 6. 装身用具に関する内容

装身用具については、髪飾、かぶりもの、傘、はきもの、足袋、羽織のひも、たばこ入れに関するものが出現する(表7)。

### 1) 髪飾

髪飾に関しては、武士、町人、農民のいずれに対しても禁止、指定項目が出現する。はやくから禁止の対象となったのは農民で、鼈甲の櫛、簀、簪と象牙、金、銀添えの簀が停止(1760)されている。そして、20年後には小役人以下、町人、農民に対して裏模様の櫛、簀、簪、鼈甲類のものが停止されただけであるが、さらに農民の婦人に対しては1860年、1862年と髪飾りを使用することさえも停止されていった。

指定内容については、町人には、金はいけないが大造でなければ銀、鼈甲でもよい(1789)とされているが、農民に対しては櫛、簀は木、竹のものを、簪には真鍮で1本に限る(1789)とされ、同じ指定でも町人と農民では差異がある。武士に対しては木、竹、真鍮、朝鮮のもので簪は2本(1845)とあるが、小役人以下は農民と同様、木、竹、真鍮で、簪も1本(1845)とされており、武士の職階による違いがあらわれている。

これらのことから、当時、鼈甲は最も高価なものとして扱われ、以下象牙、金、銀、真鍮、木、竹という社会的順序があったと思われる。

### 2) かぶりもの

かぶりものには頭巾、被笠、手笠、照降り笠、笠緒が出現する。武士には禁止、許可項目が、町人には禁止項目、農民には禁止、指定項目があるが、農民に禁止項目が多いのが特徴的である。

かぶりものは農民に対するもので、「頬カムリ、ハチ巻等仕、不礼ノ体仕間敷」(1760)と頬かむりとはち巻が停止されている。

頭巾は町人に対し「火事羽織頭巾、結構之品可為無用」とある。火事羽織を着用する際に用いる頭巾に関する停止である。

手笠が停止されたのは1860年と1866年の2回である。しかし、婦人の手笠は白張に限って許されている。照降り笠は男女ともに停止(1866)されている。

笠緒は絹類が停止(1760)、(1780)、(1820)と材質の禁止であり、木綿に限る(1820)と指定されている。

### 3) 傘

傘には蛇の目傘、洪蛇の目傘、問屋傘、日傘、洪張日傘、白張日傘、紺紙日傘が出現する。ほとんどが農民を対象としており、そのなかでも禁止項目が多い。

農民の中で傘の使用が許されていたのは郡役人庄屋と長百姓であった。しかし、使用できた傘は問屋傘のみで、蛇の目傘と洪蛇の目傘は停止(1842)されている。婦人に対しては、問屋傘の使用が許されている(同)。蛇の目傘は、小役人以下の武士に対しても停止(1845)されており、蛇の目傘を使用できたのは上位階級の人に限られていたと考えられる。

農民に対して、最初に日傘が停止されたのは1789年である。その後、1820年と1842年にわた

今治藩における衣生活について

表7 装身用具の種類別出現状況

(回数)

種類	計				武士				町人				農民			
	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計	禁止	許可	指定	計
髪飾	3		4	7			2	2	1			1	2		2	4
櫛	4		10	14	1		4	5	1		1	2	2		5	7
笄	4		11	15	1		4	5	1		1	2	2		6	8
かんざし	3		12	15	1		7	8	1			1	1		5	6
かぶりもの	2			2									2			2
頭巾	1			1					1			1				
被笠	1	2		3		2		2					1			1
手笠	2		1	3									2		1	3
照降り笠	1			1									1			1
笠緒	5		1	6	1			1	1			1	3		1	4
傘		1		1										1		1
蛇の目傘	3			3	1			1					2			2
洪蛇の目傘	1			1									1			1
問屋傘			2	2											2	2
日傘	4		1	5									4		1	5
洪張日傘			1	1											1	1
白張日傘			1	1											1	1
紺紙日傘	1			1									1			1
草履	2			2	1			1					1			1
わら草履			1	1											1	1
中抜草履		1		1		1		1								
チリ草履		1		1		1		1								
竹の皮草履		1		1		1		1								
裏付草履	2			2									2			2
雪踏	5			5	2			2					3			3
裏付雪踏	1			1	1			1								
下駄	4		1	5	3		1	4					1			1
表付下駄	2			2									2			2
雪下駄	1			1									1			1
塗下駄	2			2	1			1					1			1
木地下駄			2	2											2	2
高木履	1			1									1			1
高足駄	1			1					1			1				
履物			1	1			1	1								
はなを	4		1	5	2		1	3					2			2
紙花緒		1		1		1		1								
紺足袋		1		1		1		1								
夏足袋		1		1		1		1								
羽織ひも	1			1	1			1								
たばこ入れ	1			1									1			1
合計	62	9	50	121	16	8	20	44	7	0	2	9	39	1	28	68

って停止され、特に1842年には郡役人でも使用が停止されている。婦人は洪張日傘が指定されており（1842）、日傘そのものの使用を停止されてはいない。

#### 4) はきもの

はきものには草履、藁草履、中抜草履、チリ草履、竹の皮草履、裏付草履、雪駄、裏付雪駄、下駄、表付下駄、雪下駄、塗下駄、木地下駄、高木履、高足駄が出現する。傘と同様、農民に対する禁止項目が多い。雪駄は、足軽以下又者（1708）、御目見以下又者（1718）に対して停止、農民に対する停止（1842）、（1860）、（1866）は遅い。

農民は、1820年に裏付草履と雪下駄、1842年に雪駄、下駄、塗下駄、1860年に表付下駄が停止と、短期間に多くのはきものが停止されている。このような中で指定されていたのは藁草履（1820）と木地下駄（同）である。これらのことから、草履や下駄の種類が多様になり、履き心地のよいものが出まわるようになり、農民にも使用されるようになってきたことが理解できる。その時期は、1820年以降と考えられる。

花緒には絹類停止と材質に関するもので、武士に対しては1790年、1845年、農民に対しては1820年、1842年に出現している。特に武士に関しては紙花緒ならよい（1845）と許可されている。

#### 5) その他

足袋は武士にのみ出現する。夏足袋は勝手次第、紺足袋は平服のときにも用いてよい（1866）とある。夏足袋、紺足袋に対する指示である。

羽織の紐に関する禁止は、絹類一切停止（1845）と材質によるものである。それまでは、絹類停止は羽織の裏までであったが、小役人以下又者に対してはさらに厳しくなり、規制が細部にまで及んでいる。

たばこ入れに関する禁止も、農民に対し、絹類一切御法度（1760）と材質によるものである。武士に比べると、絹類停止が細部に及んだ時期はたいへんはやく、農民が最も規制を受ける身分であったことがうかがえる。

### 7. 木綿に関する具体的内容

今治藩における木綿に関する法令および記述を取り出すと17篇となる。その一覧が表8である。

1679（延宝7）年に、木綿の丈幅の定を触れている。「幅 鯨尺ニテ一尺、丈 鯨尺ニテ三尺九寸ニシテ、七尋」とある。丈幅が不足しないように注意を促している。尋は周尺の長さの単位で、1尋は8尺（約180cm）にあたる。木綿布の丈は七尋（約1260cm）と決められたのである。

1772（安永元）年には、「出綿実、入綿に歩一運を申し附ける」と出入りする綿に税が課せられるようになる。

1841（天保12）年に町人、農民を対象として綿打賃に関する触が発せられている。「打賃が多少であることから打方に善悪もあるが、打賃は百目につき十六文に定める」としている。

同年には町方に対し綿替木綿に関する覚が発せられている。綿替木綿とは実綿と白木綿を交換する方法で、原料が実綿（問屋）→繰綿（綿打屋）→打綿→<sup>かせいと</sup>認糸（賃織）→木綿と加工され、実綿 500匁から2反の木綿を織るものである。そのうちの1反分が賃織収入となった<sup>26)</sup>。農家の婦女子が自宅で得られる唯一の収入源として急速に普及したと考えられている<sup>27)</sup>。その

表8 木綿に関する法令および記述一覧

西歴	年号	月・日	藩主	法令	出典・ページ	対象
1679	延宝7	9・27	定陳	今治布木綿丈幅を定	国府叢書 32~33	代官所・町奉行
1772	安永元		定休	今治市中歩一運上	〃 186	町方
1773	〃 2		〃	今治町方歩一運上	〃 187	〃
1838	天保8	4・	定保	改	〃 245~246	
1841	〃 12	2・	〃	御代官所御触	大浜村年々記録 648	町方・農民
〃	〃 12	12・	〃	覚	〃 654	町方
1844	〃 15	9・	〃	御代官所御触	〃 660	〃
1858	安政5	9・	〃	悪疫予防ノ事	国府叢書 284~285	村々
1863	文久3		定法	砲台建築方ノ事	〃 306	婦人
〃	〃 3	6・	〃	御触	〃 307	村々端々の者
〃	〃 3	7・	〃	覚	〃 308	村々婦人・郡中婦人
〃	〃 3	8・	〃	御定書	〃 308~309	木綿売買者
1864	〃 4	3・	〃	木綿織立之儀改正	大浜村年々記録 815	農民
〃	〃 4		〃	触	国府叢書 310	村々端々の者
1865	元治2	3・	〃	覚	〃 317	木綿売買者
1866	慶応2	2・	〃	木綿寸法量目取締	〃 319	町方
1867	〃 3	2・23	〃	地島町方へ御触	〃 324	地島町方

綿替木綿が「前々からの産業で、領内の利益となるものも少なくない。特に金銀融通の第一となっている。近頃、他方と交易する者もあるが、差留めること」と藩は綿替木綿を金融の第一とし、勝手売りを厳禁している。

1844（天保15）年には「木綿産業が繁栄し、諸国に行き渡った」とある。国産となり「大阪でも殊のほか評判がよろしい」と、今治木綿は大坂にも運ばれるほどになり上方でも好評であった。しかし、「丈巾の不足した木綿を織る者があり、上方木綿屋より当町方木綿屋共へ、今後不足のある者は商売ができない」として、「今後は木綿の丈巾を以前のように戻し、評判をよくすること」と触れている。同時に木綿の丈巾を「丈三尺八寸五分尋 巾九寸三分巳上」と規定し、木綿布の質の低下を防ぐ対策をとっている。木綿屋、木綿認替の名称が記され、分業体制で木綿が取引されていたことがわかる。

1858（安政5）年に、村々の諸人に対して悪疫予防に関する木綿の使い方の記述がある。「流行病にかかり、手足が麻痺するときは、焼酎か生姜汁、塩などを木綿切れにつけて、しびれる所を、よくこすること」としている。この年と翌年の1859（安政6）年には伊予国各地でコレラが流行し<sup>28)</sup>、今治藩も例外ではなかった。コレラにかかり手遅れになると、すぐに死んでしまうために予防方法がいくつか触れ出されたが、それでもかかった場合には適切な手当が必要であった。その手当に木綿の使用法を述べているのである。木綿は商品としての価値を持ち、かつ庶民の身近にあったと考えられる。

1863（文久3）年、村々婦人へ発せられたものによると、法令に「砲台建築方之事」とあるように、砲門鑄造の元資として、領民に軍資金の献納方を理由として、「15歳から60歳までの婦人は、3カ月に一反の木綿を織ること、元綿は藩より渡す」「綿打賃は差し遣わす」「綿実売

捌きは勝手にしてよい」また、「織り上がった木綿は村々の庄屋へ取約の上、20日から25日までに町役場へ納めること」としている。「当領木綿は国産品と相定めた」ので、「織元においても国産品の評判を損失しないよう、入念に精製し、反数を増し、他所売一切停止」と命じている。織賃を払わない藩直営生産方式をとり、増産を奨励しているのである。

1864（文久4）年にも「少しでも反数を増すように精を出すこと」と、増産を促している。また、「元綿はこれまで300目渡していたが、今後350目渡すようにし、米1升も合わせて渡す」と、渡される元綿が50目増えており木綿産業が発達していったことが読み取れる。

国産木綿売買については、取引は、「為替貸渡之外直取引」とし、「十反以上の小売は産物懸り合いへ届出る」、木綿の積出しは「町方渡海船」で「産物木綿は何事によらず差配に申し出」「讃岐綿買入れは嶋屋を通して」としている。その後、上方が今治木綿について、「丈巾よみ等不足し、不揃いで評判を失っている」とし、1866（慶応2）年には「三尺九寸以上尋、巾九寸三分巳上、目方百十匁巳上」、1867（慶応3）年に「三尺九寸尋七尋以上 巾九寸五分以上 目方百目巳上 よみ七ツヨリ七ツ半」と地島町方の端々まで洩れないようにと触を発している。

このように、今治藩においては、木綿に関して綿替木綿制を採用し、国産品として奨励した。綿打賃や綿実売買市に関する規定や木綿織元に対して丈や幅の規定を行い製品の品質向上をはかり、また、庶民に対し、悪疫予防に際しての木綿の活用法に触れるなどして、綿産業の活性化が図られている。綿産業の隆盛にともない、出入りする綿に税が課せられ、大坂へも積み出すようになった。綿替木綿、木綿認替、木綿反物の他所売りを禁止し、取り扱い要領も詳細に示され、今治藩は専売制を確立していった。織り手は、15歳から60才までの村々の婦人たちであった。村々の婦人たちが木綿の生産に従事し、その生産を拡大し、決まった量の木綿を生産して大坂に搬出できるようにし、木綿産業を支えることに大きく貢献していたのである。このような江戸時代における今治藩の綿産業の発展が、今治地域のその後の綿産業の発展の基盤となっているのである。

## 8. 特別な場面の被服に関する記述内容

被服に関する内容で特別な場面にかかわるものを取り出すと表9となる。15篇の内容は、武士の行事における服装規定、触人・強盗の人相書きとしての服装と木綿に関する事項に区別できる。

1698（元禄11）年の帯命福山城請取には、3代藩主定陳が福山城地請取を命じられたときに出陣した藩士の服装が記述されている。「給人羽織袖付模様、勝手次第馬乗明可申事」「同裁付模様、心得次第可仕事」、「御供中小姓羽織袖付模様羽織地、心得次第可仕候、尤馬乗明可申事」、「右羽織ノ半襟浅黄純子、役人方より相渡可申候間、一樣二可仕事」、「脚半黒天鷲鳥絨紐練、役人方より相渡可申事」などがある。給人の羽織は袖付模様、馬乗明は裁付の模様は心得次第、中小姓の羽織は袖付模様、羽織地は心得次第、馬乗明は給人同様とある。羽織の半襟は浅黄色の純子で、役人より渡される。脚半の黒天鷲鳥絨紐練も同様である。これらをはじめとし、被服に関して34項目にわたり記述されている。役職は、給人、御供中小姓、小姓、御供小頭目付、御歩行、下目付、足軽、家老中、中間小頭、坊主、小使、若党、又者中間草履取にわたる。これらの藩士の羽織、裁付、三尺手拭、半襟の型・模様などを指示し、受け渡し方などが記述されている。

1707（宝永4）年には、4代藩主定基が駿府城在番を命じられたときの御供の道中における

表9 今治藩における特別な場面の被服に関する記述一覧

西歴	年号	月・日	藩主	法令	出典・ページ	対象
1698	元禄11	6・5	定陳	帯命福山城請取	国府叢書 83	藩士
1707	宝永4	5・7	定基	駿府在番被仰付	〃 99~100	家中
1732	享保17	7・11	定郷	定郷公家督後初入	〃 146	藩主
〃	〃 17	10・10	〃	大坂ヨリ御廻米ノ事	〃 148	郡代・郡奉行
〃	〃 17	11・2	〃	阿部伊右衛門殿旅宿江	〃 148	〃
〃	〃 17	11・23	〃	金参千両公儀ヨリ拝借	〃 〃	家中
1772	安永元		定休	今治市中歩一運上	〃 186	町方
1773	〃 2		〃	今治町方歩一運上	〃 187	〃
1790	寛政2	7・	定剛	公儀御触人数人相書	〃 219	御触人
1817	文化14	5・18	〃	池内八郎兵衛屋敷跡へ藩校再設立	愛媛県史 424	諸士
1838	天保8	4・	天保	改	国府叢書 245~246	
1853	嘉永6	3・14	〃	藩主・丹下光亮の心学道話を聴聞	愛媛県史 426	
1858	安政5	9・	〃	悪疫予防ノ事	国府叢書 284~285	村々
1864	文久4	7・	定法	大目附へ	〃 311	
1866	慶応2	11・24	〃	強盗桜井村村上氏へ押入	〃 322~323	強盗

装束の記述である。「家老番頭奏者番用人迄、野袴着用可申事」、「給人中小姓裕羽織並裁付模様勝手次第、目立たる儀堅無用事」、「惣而羽織半襟掛候義、可為無用事」などとある。家老、番頭奏者、番用人まで野袴を着用すること、給人中小姓の裕羽織ならびに裁付模様は勝手次第、目立つものはいけない。羽織、半襟は無用とある。

1732（享保17）年の大坂ヨリ御廻米ノ事では、米が不作となった松山、西条、小松、宇和島藩の役人が、大坂から積み出されて今治に着いた米を受け取りにきたときの服装の記述である。役人は「麻上下着用」していたと記述されている。

1817（文化14）年の池内八郎兵衛屋敷跡へ藩校再設立には、落成につき催された講話を諸士一同が「麻上下」を着用して聴聞したとある。

以上のことから、当時、今治藩においては、藩士の被服の中で特に上下、羽織、袴、半襟、三尺手拭について役職や職務目的に応じた、着装ルールがあったものと考えられる。

1790（寛政2）年の公儀御触人数人相書には「其節ノ衣類、木綿浅黄地堅横紺縞単物ヲ着シ、花色鮫小紋、内ニ茶之湯道具之小紋、一重帯メ」と、年齢28歳の触人について、木綿で浅黄地茶横紺縞単物を着用、花色鮫小紋、内側に茶の湯道具の小紋、一重の帯しめをしていたと服装が細かく記されている。

1866（慶応2）年の強盗桜井村村上氏へ押入には、強盗の記述がある。「背割羽織ヲ着シ、頭巾ヲ被リ、殊ニ大将ト思シキモノ二人ハ、陣羽織ニ陣笠ヲ被レリ」とある。強盗は、背割羽織を着用し、頭巾を被っていた。特に、大将と思われる2人は、陣羽織を着用して陣笠を被っていたと記録されている。このように触人や強盗の人相書には、着衣状況が詳細に記録され、被服が社会的にも重要な意味をもっていたことがわかる。

#### IV 要約・結論

今治藩関係の史料の分析を通して、今治藩の衣生活の一端を明らかにした。諸法令の対象

者、着用する被服、繊維、織物、装身用具の側から分析した結果である。

○今治藩は、伊予8藩のうちのひとつで、瀬戸内海に面していたため海上交通の発達したところである。初代松山藩主松平定行の弟定房が1635（寛永12）年に入国したのに始まり、廃藩置県によって終わる。この約230年間を対象としている。

○今回検索した諸法令のうち、被服に関する内容を含むものは72篇にわたる。これらが公布されたのは、今治藩に洪水や干ばつなどの災害が起こった時期、商品経済の発達した時期に多く、藩の社会事情や経済事情を反映している。

被服に関する諸法令の公布状況を江戸幕府法と比較すると、幕府法は全期を通して公布されているのに対し、今治藩は中期、後期に多い特徴がある。

○諸法令の公布状況を武士、町人、農民の対象者別にみると、武士対象30篇、町人対象16篇、農民対象31篇である。武士を対象としたものは全期間を通して出現するが、特に前期に多く、町人を対象としたものは1841年以降、農民を対象としたものは1760年以降に多い。

○諸法令の内容は、着用や使用を「禁止」、「許可」、「指定」するものに区分でき、当時の被服等の社会的位置を知ることができる。

○武士の対象者は家老から足輕にわたり、特に給人、中小姓、小役人を対象としたものが多い。被服の公の場における着装規定や材質規定がある。麻上下に言及していることが多い。絹類は禁止されることが多かったが、60歳以上の男女は下着や羽織の裏に絹類の使用が許されていた。

○武士に対する最初の法令となった1663年の武家諸法度は、同年、江戸幕府が公布した武家諸法度と同内容である。武家諸法度は、慶長20年を始まりに繰り返し公布されており、1663年公布のものがそのまま今治藩に持ち込まれている。

○町人に対する法令は全般に少ないが、1841年以降は木綿産業にかかわって出現するようになる。今治藩の重要な産業であった木綿産業に携わり、経済力を持ってきた時期であると考えられる。

○一般の農民の被服は全て木綿が指定されており、絹類は細部にわたって停止された。ただし、極老の男女と病人の下着に限り、今まで持っていたものは許可された。上下は許可ある者、雨羽織は庄屋と長百姓のみ着用が許されていた。髪飾りに関する規制はかなりはやくから始まり、何度か材質、本数の指定がなされたが、1862年には使用そのものが停止となっている。

○出現した被服の種類は43種にのぼる。出現回数が多いのは、麻上下、帯、平服、下着、帷子、羽織、袴、肩衣、股引である。

○上下に関するものは合計34回出現し、ほとんどが武士を対象としている。日時や身分によって上下の種類（麻上下、継上下、裏付上下）を指定している。麻上下は、武士の公服の正式なものと位置づけられ、新年や五節句などの行事に着用するよう指定されている。

○小袖、紋付に関するものは全て武士を対象としている。服紗小袖と熨斗目小袖は、新年に麻上下と組み合わせられ、正装に用いられた。

○帷子は材質を指定したものが多く、小役人以下の武士、町人、農民の婦人は粗末な晒、一般の武士は布、晒とされていた。農民に対しては越後帷子、下帷子が停止であった。

○下着は、一般に木綿の使用が指定され、何度も絹類停止が触れられた。しかし、農民でも男女の老人や病人、武士の男女60歳以上の者には絹類が許されていた。襦袢は、農民に対して紅染めの晒が、武士の婦人に対して長襦袢が禁止された。



○羽織は武士を対象としたものが多く、江戸の御供をする中小姓以上の者、新年の台所番人、足軽の服装に指定され、正装として用いられた。火事羽織は、1722年、武士の着用は許可、1789年には町人に対して結構な品を禁止している。雨羽織の許可は郡役人、庄屋、長百姓に限るものである。これらの人以外の農民は禁止され、同じ法令が繰り返されている。

○帯は、身分に関係なく出現する。小役人以下の武士と農民は材質に絹類が停止され、布と木綿が指定されていた。農民に対しては木綿であっても幅の広い帯や、異形の帯が停止され、材質だけでなく形にまで規制が及んでいる。

○下衣の袴類は13種類が出現する。袴は武士に対し、場面と素材の規定があり、町人、農民は一部の人のみ着用が許された。特に農民は、材質が木綿に限られた。股引は町人、農民に着用され、活動的な下衣として、身分を越えて用いられた。

○羽織の裏をはじめ被服の部位の細部に至るまで絹類が停止されている。武士の60歳以上の男女は羽織の裏に関して、絹類が許可されている。

○繊維に関しては、絹類と木綿の出現が多い。絹類は、被服の部位や付属品への禁止がほとんどである。木綿は、被服から付属品まで広い範囲にわたって指定、許可されている。

○織物は15種類出現する。縮緬、天明縞、越後縮は武士の被服に停止され、小倉織、太布、諏訪平は袴の材質に指定された。1820年に農民の帷子に紺かすりが停止されており、紺かすりはまだ広く普及していなかった。

○一般の武士に対しては、木、竹、真鍮、朝鮮の櫛、筭の使用を指定、小役人以下の武士と農民に対しては木、竹、真鍮の使用が指定された。

○かぶりものについては、農民に対する禁止項目が多く、笠、手笠、照降り笠が停止された。ただし婦人の手笠は白張に限って許可されていた。笠緒には絹類が停止となり、木綿が指定された。

○傘についても農民に対する禁止項目が多い。日傘は、農民の婦人が渋張に限って許されたが、一般の農民は使用停止とされた。傘、日傘の婦人に対する規制は、男性に比べると緩やかである。

○雪駄、下駄は御目見以下又者に至る武士と農民が停止された。一般の武士は下駄、中抜草履、チリ草履、竹の皮草履を、農民は藁草履と木地下駄を用いていた。花緒には絹類が停止となり、武士には紙花緒なら許可されていた。足袋は武士にのみ出現し、紺足袋、夏足袋に対する指示である。

○木綿に関する法令および記述は、1679年から1867年の間に17篇出現する。木綿の丈幅を規定したもの、今治藩を出入りする木綿に税を課したこと、悪疫予防に関して木綿を使用したこと、木綿の織り手であった村々の婦人に対し増産を促したことなどである。

○今治藩では、木綿に関して綿替木綿制を採用し、国産品として奨励していた。木綿産業の発達には15歳から60歳までの村々の婦人が従事し、生産の拡大に貢献していた。

○触人や強盗の人相書には、着衣状況が詳細に記録され、被服が社会的に重要な意味をもっていた。

以上のように、今治藩では被服から装身用具に至るまで、規制のあったことが明らかである。武士に対する法令は前期に多く、公の場における被服の指定や材質の規定など奢侈を戒め、儉約することから被服の簡略化が進んでいた面もある。町人、農民に対する法令は中期以降に多くなり、それぞれが経済力を持ち始めた時期であることがわかる。特に、町人は木綿売

買に携わり、今治藩の木綿産業の発達に貢献し、農民は田畑を耕作して藩財政の根幹を支えるほか、農家の婦人は木綿の織り手になって木綿産業を発展させている。

今治藩は、小さな藩ではあったが、現在の今治地域における産業の基盤となる木綿産業を発展させ、木綿産業を通して大阪とも交易し、上方文化に触れる機会があった。今治藩には、本研究で明らかになった多様な服飾用品が流通しており、身分制度はあったものの、人々はそれぞれに応じて衣料関係品を選択し、使用して、たくましく生活していた様子を思い浮かべることができる。

終わりに、本研究を進めるにあたり、資料の整理等に協力された川口公美さんに深く感謝の意を表します。

### 引用文献

- 1) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について(第1報)―着用する被服を中心にして― 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学 第36巻 159~187 (1990)
- 2) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について(第2報)―被服繊維, 織物を中心にして― 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学 第37巻 199~215 (1991)
- 3) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について(第3報)―髪かざり, かぶりもの, 傘・笠, はきもの様相― 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学 第39巻 第2号 165~181 (1993)
- 4) 鮎田崎子 松山藩における衣生活について(第4報)―染色・色・文様・紋に関する諸相― 愛媛大学教育学部紀要第I部教育科学 第40巻 第2号 91~102 (1994)
- 5) 今治郷土史編纂委員会 今治郷土史(第四巻) 国府叢書 資料編 近世2 今治市役所 1~295 (1989)
- 6) 今治郷土史編纂委員会 今治郷土史(第五巻) 波止浜町方覚日記 大浜村柳原家文書 資料編 近世3 今治市役所 648~877 (1988)
- 7) 愛媛県史編纂委員会 愛媛県史 資料編 近世上 愛媛県 285~363 (1986)
- 8) 愛媛県史編纂委員会 愛媛県編年史 第8・9 愛媛県 (1974)
- 9) 田中歳雄 愛媛県の歴史 山川出版社 95 (1973)
- 10) 愛媛県史編纂委員会 愛媛県史 資料編 近世上 愛媛県 288~291 (1986)
- 11) 12) 愛媛新聞社 愛媛県百科大事典 上巻 愛媛新聞社 86 (1985)
- 13) 今治市教育委員会 今治の歴史 今治市教育委員会 118・136 (1985)
- 14) 前掲書 13) 122~123
- 15) 前掲書 1) 163
- 16) 高柳眞三 石井良助 御触書寶曆集成 岩波書店 (1935)
- 17) 前掲書 3) 170
- 18) 前掲書 3) 178
- 19) 金沢康隆 江戸服飾史 青蛙房 247~253 (1962)
- 20) 前掲書 19) 231
- 21) 前掲書 19) 240
- 22) 前掲書 19) 266
- 23) 日本風俗史学会 日本風俗史事典 弘文堂 507~508 (1979)
- 24) 前掲書 23) 643
- 25) 愛媛新聞社編 愛媛県百科大事典 上巻 愛媛新聞社 90~91 (1985)
- 26) 愛媛県史編纂委員会 愛媛県史 資料編 近世下 愛媛県 142~143 (1986)
- 27) 今治市教育委員会 今治の歴史 今治市教育委員会 145~146 (1985)
- 28) 前掲書 5) 284~285